

[事案 25-174] 手術給付金支払請求

・平成 26 年 5 月 21 日 和解成立

※本事案の申立人は、[事案 25-144]、[事案 25-160]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

約款に定める「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術」ではなく、「悪性新生物根治手術」としての手術給付金支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 8 年 8 月に、大腸ポリープ（早期大腸癌）と診断され、内視鏡的大腸ポリープ切除術を受け、平成 6 年 11 月契約の養老保険に付加した疾病入院特約および成人病入院特約にもとづき手術給付金を請求したところ、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（略）」（給付倍率 10 倍）に該当するとして、それぞれ入院給付日額の 10 倍の手術給付金が支払われた。その後平成 24 年に、あらためて「悪性新生物根治手術」（給付倍率 40 倍）に該当するとして請求したところ、入院給付日額の 10 倍相当額の追加支払いがなされた。

しかしながら、手術を担当した医師が「根治手術」と明言しており、また、手術後 10 年以上経ってもがんは再発しておらず、がんが根治している証明であることから、本手術は「悪性新生物根治手術」（給付倍率 40 倍）に該当するので、給付倍率 40 倍の給付金（支払われた 20 倍相当額との差額）および遅延利息を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 約款所定の「悪性新生物根治手術」とは、「悪性新生物組織の完全な除去を目的として行う観血手術」であり、かつ「原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清する手術」であることが必要と解され、本手術は該当しない。
- (2) 平成 24 年の追加支払いは、お客さま保護の観点から、保険契約の内容を超えた特別な取扱いにより支払ったものであるため、平成 8 年当時の遅延損害金を支払う義務はない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

1. 本件手術が「悪性新生物根治手術」に該当するか否か

(1) 本約款では、「悪性新生物根治手術」の判断基準について規定していないが、「悪性新生物根治手術」の意味については、一般的な医学的見解にもとづき解釈することになる。一般的な医学文献によると、悪性腫瘍に対する根治手術について、「根治手術は原発腫瘍を含めてその周囲組織を広範に切除し、併せて領域リンパ節を郭清する術式で、各臓器癌別に定型的な術式が確立されている」と説明されており、この内容を基準として判断するのが合理的といえる。

(2) 本手術は、内視鏡治療法のうち EMR（内視鏡的粘膜切除術、粘膜下層に生理食塩水など

を局注して病巣を挙上させ、ポリペクトミー（病巣茎部にスネアをかけて高周波電流によって焼灼切除する方法）の手技により焼灼切除する治療法）により実際されており、ポリープの部分のみを切除した手術であって、ポリープ周囲の組織を広範に切除し、領域リンパ節を郭清したものとは認められない。

(3) 約款の「悪性新生物根治手術」に該当するか否かは、手術の手技の内容によって判断されるのであって、根治を目的とした手術であるか否かによって判断されるものではなく、手術後にがんの再発があったか否かで判断されるわけでもない。（手術の手技が「悪性新生物根治手術」に該当する手術であれば、手術後に再発・転移が認められたとしても、その手術が「悪性新生物根治手術」であったことに変わりはない）

(4) したがって、本手術は、「悪性新生物根治手術」には該当せず、申立人の主張を認めることはできない。

2. 追加支払金に対し、平成8年の請求時点に遡っての遅延利息の支払義務があるか否か

(1) 申立人の主張は、申立人に申立契約上の権利として「その他の悪性新生物手術」の給付倍率20倍の手術給付金請求権がある（保険会社の平成8年の支払いは約款の適用を誤っていた）とするものである。

(2) 保険会社においては、「悪性新生物根治手術」および「その他の悪性新生物手術」につき、「（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く）」との除外規定が明記された約款と明記されていない約款が併存することから、契約者の誤解を招く可能性を懸念したため、除外規定の明記されていない約款の取り扱いを変更して、平成16年以後に実施されたファイバースコープ等を使用した悪性新生物手術を対象に、「その他の悪性新生物手術」（給付倍率20倍）を適用して手術給付金を支払う取り扱いにした。

(3) 平成24年に、申立人が、あらためて手術給付金の支払いを求めたところ、保険会社は、取り扱い変更前に実施された本手術に対し、前記(2)の取扱いを適用せず（適用すると追加支払いは生じない）、特別に、「その他の悪性新生物手術」の給付倍率20倍を適用した手術給付金額から平成8年に既払いの手術給付金額を控除した追加支払いを行った。

(4) 保険会社は、除外規定の明記されていない約款において、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（略）」は、脳・喉頭・胸・腹部臓器と広く手術の対象となる臓器を定め、もっぱら手術手技の観点から給付倍率を定めたものであると主張し、この主張は、同様の約款の解釈として一般に説明されており、約款の解釈が約款制定の趣旨も考慮してなされるものとされていることからすると、除外規定の明記されていない約款も、明記されている約款と同様に、ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術は、「ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（略）」に該当すると解釈する余地もある。

(5) しかし、除外規定の明記されていない約款を、明記されている約款と同様に解釈することには、平均的な一般消費者の観点からすると疑問があり、平成24年の保険会社の追加支払いは妥当な対応であったといえるが、申立人に契約上の権利として給付倍率20倍の手術給付金請求権があるとまで認めるものではないので、申立人の主張を認めることはできない。

3. 和解について

当審査会の判断は、以上のとおりであるが、保険会社から、平成 24 年当時の対応に十分とは言えない点があったとして和解案の提示があったので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断した。